



日本海きらきら羽越観光圏推進協議会

# 日本海きらきら羽越観光圏推進協議会 令和5年度 「マイクロツーリズム旅行商品造成支援事業助成金」のご案内

## 1 助成対象・助成要件

### (1)助成対象

秋田県・山形県・新潟県・宮城県に営業所を置く旅行会社

### (2)助成要件

次の要件を全て満たすバスツアー旅行商品を対象とします。

- 秋田県・山形県・新潟県または宮城県が発着地
- 令和5年6月1日から令和6年2月28日までに開催
- 2県以上の旅程である「募集型企画旅行商品」
- 観光圏10市町村(右図参照)の立寄地が2カ所以上  
(単なる休憩のみの立寄りとは除く)
- バス1台あたりの催行人数が10名以上

## 2 助成額

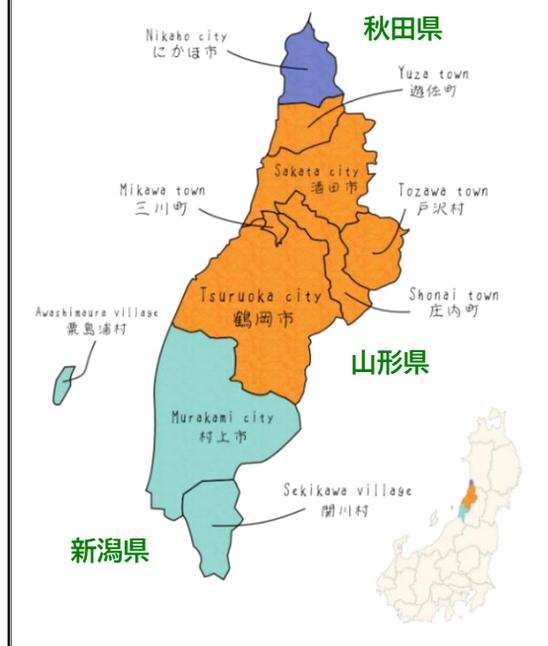
募集型企画旅行商品 〔バスツアー〕	助成金額 〔1台あたり〕	上限額 〔1社あたり〕
日帰りバスツアー	30,000円	300,000円
宿泊付バスツアー	50,000円	

※以下の期間ごとに予算上限額を設定し、上限に達した場合は申請受付を終了します。

夏期(6~8月) / 秋期(9~11月) / 冬期(12~2月)

### <観光圏10市町村>

(秋田県)にかほ市 (新潟県)村上市・関川村・粟島浦村  
(山形県)鶴岡市・酒田市・三川町・庄内町・遊佐町・戸沢村



## 3 助成金交付申請の流れ

### 「旅行商品造成届」のご提出 [様式第1号] (旅行会社→協議会)

- 旅行商品の造成が決まりましたら、事前に電話・メールで協議会にご相談ください。
- 旅行商品を造成されましたら『旅行商品造成届』を協議会にご提出ください。

### 「旅行商品造成認定書」のお受け取り (協議会→旅行会社)

旅行商品の販売 (「協賛:日本海きらきら羽越観光圏推進協議会」と表示) ~ 旅行商品の催行

### 「助成金交付申請書」のご提出 [様式第2号] (旅行会社→協議会)

- 旅行催行後、申請書に催行実績が分かる資料(行程表、バス利用明細書など)を添えて、速やかに協議会にご提出ください。

### 「助成金」のお受け取り (指定口座への振込:30日以内)

日本海きらきら羽越観光圏推進協議会 (事務局:庄内観光コンベンション協会)

【お問合せ・ご提出先】

担当/庄内総合支庁観光振興室 金子

住所/〒997-1392 山形県東田川郡三川町大字横山字袖東19-1

TEL/0235-66-5493 FAX/0235-66-4728 E-mail/kanekonao@pref.yamagata.jp